

事 務 連 絡

平成30年4月13日

各都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

居宅介護支援費に係るターミナルケアマネジメント加算の取扱いについて

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般の介護報酬改定に伴い新設された標記加算の請求については、留意事項通知において「在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとするが、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定することとする」としたところです。

一方で、居宅介護支援費の請求に関する国保連合会のシステム審査では

- ①居宅介護支援費が請求された場合、当該事業所からの給付管理票が登録されていること
- ②本体報酬と共に加算が算定されていること

が条件となっており、死亡月に加算のみを単独で請求出来ない仕様となっております。

従いまして、システム改修作業が終了するまでは、下記の取扱いとすることとしたので、ご多忙の折り、恐縮ですが、円滑な請求が行えるよう、国保連合会とも十分連絡の上、管下市町村・事業者等を始めとする関係者に周知を図るようお願いします。

なお、システム改修後の正式な取扱いについては、追ってご連絡をいたします。

記

1. 利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、「利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月」に算定することとする。
2. 既に「利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月」の請求が終わっている場合は、当該月の請求を過誤（取り下げ）し、ターミナルケアマネジメント加算を追加する形で再請求（※）を行う。

※これにより、ターミナルケアマネジメント加算相当分が後日支払われる処理となる